

【緊急通知文書】

選手各位 様

この度、「市販の風邪薬を服用し、ドーピング違反の恐れがあるとしてドイツのグランプリ大会（20～22日）を欠場した柔道女子78キロ級のO選手（24=了徳寺学園職）、70キロ級のT選手（24=ASLOK）に厳罰が下される」との報道がなされました。

市販の風邪薬（総合感冒薬）や、鼻炎治療薬、咳止め薬などには、ドーピング禁止物質である「エフェドリン、メチルエフェドリン、プソイドエフェドリン」が含まれているものが数多くあります。これらの禁止物質は、競技会（大会）において禁止されている物質で、競技会以外では使用可能ですが、問題なく使用できると勘違いし、今回の上記報道の選手のように、競技会直前での使用や競技会に持参して誤って使用してしまう可能性があり、意図的な使用ではなく、うっかりミスでの使用でも、ドーピング検査された場合はドーピング違反に問われ、厳しい制裁措置を受けることとなります。

従いまして、ドーピング禁止物質である「エフェドリン、メチルエフェドリン、プソイドエフェドリン」を含む市販の治療薬は、使用を中止し、今後とも誤って使用しないように、日ごろからご注意ください。また、他の選手から薬をもらって服用することも決してしないようにして下さい。

2015年2月27日

日本障がい者スポーツ協会
医学委員会 委員長 陶山哲夫
アンチ・ドーピング部会長 草野修輔